国名:シンガポール

	項目	内容	調査方法・ 情報源
1)	EPAs/FT As	 日本シンガポール経済連携協定 (JSEPA)(2002年11月30日発効) 日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)(2008年4月発効)(貨物の貿易に関する章) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(2018年12月30日発効) 地域的な包括的経済連携協定(RCEP)(2022年1月1日発効) アセアン・オーストラリアーニュージーランド自由貿易地域(AANZFTA)(2010年1月1日発効) アセアン中国自由貿易地域(ACFTA)(2005年7月発効) アセアン香港自由貿易地域(AHKFTA)(2019年6月11日発効) アセアン韓国自由貿易地域(AKFTA)(2007年6月1日発効) アセアン対か計算易地域(AIFTA)(2011年5月発効) アセアン物品貿易協定(ATIGA)(2010年5月発効) 	シンガポールの 自由貿易協定 に関する Enterprise Singapore のウェブページ(link)
2)	発給機 関	輸入国の特恵関税に対応する特恵の原産地証明書(COO) の発給権限を有する機関は、シンガポール関税局。 国境管理及び輸入の際に提示された COO の許否を含む貨 物輸出入通関についても、シンガポール関税局の権限。	通常原産地証明書(OCO)又は特恵原産地証明書(PCO)の申請に関するシンガポール関税局のウェブページ(link)
3)	発給手 数料	輸出許可申請に伴うCOO申請は基本的に一件につき S\$9.06。明細は次のとおり。 メッセージ料金 S\$0.20 輸出許可申請(一件につき) 、 法定手数料 S\$0.90 プロセス手数料 S\$1.98 COO申請(一件につき) 、 法定手数料 S\$4 プロセス手数料 S\$1.98 証明書の受取は、Crimson Logic サービス局(Crimson Logic Service Bureau) 及びシンガポール航空貨物代理店協会 (Singapore Aircargo Agents Association: SAAA)にて行う。SAAA は、SAAA オフィスでの COO の受取に対する事務手数料を課す。	許可、書類を と を は を は い り は い り は い り は い し い し は い し い に い の の の の の の の の の の の の の の の の の

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 3 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

4) 必要書 類/申 請手順

原産地証明書の申請手順は次のとおり。

- 1. <u>製造設備及び新規生産ラインの登録</u> (申請書のリンク link)
 - 申請書に記載されている、部品表、使用した原材料 の販売インボイス、生産プロセスのフローチャート、関 連ライセンス、商品のパンフレット・カタログ等の関連 書類は、シンガポール関税局に提出する。
 - シンガポール関税局は、申請書に記載する商品の生産プロセスを確認するために、申請者の工場検査を実施することがある。検査において、財務及び運用の記録書が検査されることがある。
 - 承認後、製造者登録され、2年間有効となる。

所要期間:基本的に、シンガポール関税局は申請書受領より約7営業日以内に申請者に連絡し、工場検査の日程調整を行う。

2. <u>シンガポール関税局による検査のための生産コスト明細</u> 書の提出

(生産コスト明細書テンプレートのリンク link)

 生産コスト明細書テンプレートに記載されている生産 使用原産部品に関する、サプライヤーのインボイス、 特恵原産地証明書、現地製造者の確認書等の関連 書類は、シンガポール関税局に提出する。

所要期間: 完成の提出書類の受領より約7営業日。

- 3. TradeNet を通じての輸出許可及び原産地証明書の申請
 - 以下は、申請手続で提供する情報の一部である。
 - 証明書の種類(該当の自由貿易協定)
 - 商品の種類
 - 証明書の受取場所
 - 生産コスト明細書又は引受日のレター
 - インボイス番号と日付
 - FOB 価格
 - 通貨コード
 - 運送の詳細
 - 商品の数量と単位
 - 商品の詳細説明(HSコード含む)
 - 原産国
 - 原産地基準(付加価値基準を選択した場合、域内原産割合も要記載)

所要期間:各申請書の処理時間は内容によって異なるが、基本的には約10分。

4. 承認日より1ヶ月以内に Crimson Logic Service Bureau 又は SAAA より原産地証明書(紙媒体)を受け取る 所要期間:特恵 COO は、申請書の承認より営業時間の約2時間後に受取可能。

通常原産地証明書(OCO)又は特恵原産地証明書(PCO)の申請に関するシンガポール関税局のウェブページ(link)

TradeNet での 原産地証明書 の申請手続及 び関連事務的 項目に関するガ イドライン (link)

Circular 第 13/2018 号—環 太平洋パートナ ーシップに関す る包括的及び 先進的な協定 (CPTPP)に基づ く原産地規則 (link)

シンガポール通 関認定自己証 明制度の手引 き (<u>link</u>)

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 3 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

			1
		なお、CPTPPは、原則、自己証明ベースである。ただし、承認された産地証明書または認証輸出業者発行の証明書から始めることを選択した CPTPP 加盟国を除く。シンガポールは当該選択をしておらず、シンガポール関税局は CPTPP における COO を発給しない。 また、RCEPは自己原産地証明を認めるが、異なる一連の要件(認定自己証明制度に基づく認定輸出業者の登録等)が適用される。	
5)	電子ファイル提出	上述の生産申請書及び生産コスト明細書は、電子メールで関連必要書類とともに提出する。 COO 及び輸出許可申請は TradeNet を通じてのオンライン申請になる。	通常原産地証明書(OCO)又は特恵原産地証明書(PCO)の申請に関す
		ACFTA 及び ATIGA においてシンガポール関税局は電子 COO を発給、容認可能。他の FTA でも検討中だが COO の 電子交換は未実施である。	るシンガポール 関税局のウェブ ページ(link)
		RCEPでは、加盟国が原産国情報交換のための電子システムを開発可能としているが、関連手続は未導入である。	シンガポール関 税局—中国関 税局総務課 (GACC)間の電 子原産地情報 交換システム (EODES)の実 施(<u>link</u>)
			アジアン・シン グル・ウィンドウ (ASW)でのフォ ーム D の電子 交換(<u>link</u>)
			国際コネクティ ビティ・サービス (ICS)における アジアン・シン グル・ウィンドウ (ASW)でのフォ ーム D の提出・ 受取(<u>link</u>)
6)	遡及発 給	基本的に、シンガポール関税局は、当該貨物が各協定の要件を満たしている場合、貨物出荷日より1年以内に原産地証明書を遡及発給できる。JSEPA、AJCEP、RCEP、AANZFTA、ACFTA、AHKFTA、AKFTA、AIFTA 及びATIGA が対象。	特恵原産地証明書の原産地規則に関する手引き (link)

8)	再発給 第三国イ ンボイス	COO 又はその真正証明署名付写しの忘失・破損等の場合、AJCEP、RCEP、AANZFTA、ACFTA、AHKFTA、AKFTA、AIFTA 及び ATIGA の運用上の手続きに従って再発給が可能。 AJCEP、CPTPP、RCEP AANZFTA、ACFTA、AHKFTA、AKFTA、AIFTA 及び ATIGA では発給可能。	シンガポールの 自由貿易協定 に関する Enterprise Singapore のウェブページ (link) シンガポールの 自由貿易協定 に関する
9)	連続する	AJCEP、RCEP、AANZFTA、ACFTA、AHKFTA、AKFTA、	Enterprise Singapore のウェブページ (link) 特恵原産地証
	原産地 証明書 (Back- to-back certificat e of origin)	AIFTA 及び ATIGA では Back-to-back COO を発給可能。 申請は、次の必要書類で TradeNet を通じて行う。 最初の輸出者の特恵 CO の原本 輸出者のインボイス 分納のためのワーキングシート 輸入許可書(証明書第 20、28、32 種を申請する場合のみ必要) 宣言書(declaration letter)(証明書第 34 種を申請する場合のみ必要)	明書の原産地 規則に関する 手引き (<u>link</u>)
10)	非明書	非加工証明書の発給手続の詳細は、関連 FTA では規定されていない。なお、JSEPA、AJEPA、RCEP などの一部の協定では、非加盟国を経由して輸送された貨物がその地域での荷降ろし、再積込、貨物状態保全行為以外の処理を経ていないことを証明するために、非加盟国関税当局が定めた証明書の要件やその他の情報を参照している。 シンガポール関税局は、シンガポールが加盟していない自由貿易協定に基づいて、原産国から最終輸入国に発行された特恵 COO でカバーされる貨物がシンガポールを通過し、シンガポール滞在中にいかなる加工も受けていないことを証明する非加工証明書(CNM)を発給する。当該証明書は、シンガポールで荷降しされ、自由貿易エリア(FTZ)又は関税局認定倉庫に保管される貨物に対してのみ発給される。 発給には、申請者は Corppass アカウント登録をし、Network Trade Platform (NTP)アカウントを作成する必要がある。その後、申請者は、NTP上でのNTP International Connectivity Certificate of Non-Manipulation (IC CNM)サービスに一度サブスクリプション手続きを行う必要がある。 IC CNM サービスへのサブスクリプション手続き後、必要書類を備えて CNM をオンライン申請することができる。承認	IC CNM に関する NTP のウェブページ (link) よくある質問に関するシンガポール関税局のウェブページ (link)

		後、申請者が申請書に記入した電子メールアドレスに通知メールが届く。	
11)	累積必要書類	 シンガポールが原産国の部品の場合 サプライヤーのインボイス 供給された部品の原産地ステータスを確認する製造者発行の確認書 FTA 加盟国が原産国の部品の場合 原産国を確認する当該加盟国の発給機関が発給した特恵原産地証明書 当該特恵原産地証明書がシンガポールの製造者に引き渡されない場合、サプライヤーのインボイス 	生産コスト明細 書テンプレート (link)

最新調査日(確認日):2023年6月7日